



2006.10.20発行

【目次】

- 特殊支配同族会社に関する確認事項 ①
- 売掛金回収、确实に行われていますか？
- 女性の労働基準について
- 個人で加入できる401k「確定拠出年金」は、ご存知でしたか？

## 特殊支配同族会社に関する確認事項①

これまで本紙3.4.6号でご紹介いたしましたが、平成18年4月1日以降開始年度より「特殊支配同族会社」に該当する会社の業務を主宰する役員の給与の「給与所得控除額」相当分を、法人の所得金額に加算して計算することとなりました。

### \* 特殊支配同族会社となる要件 \*

下記のいずれにも該当する会社です

- 業務主宰役員や、その関連者の  
**持株割合90%以上、かつ、  
常務従業員割合が50%超**の会社
- 法人の所得金額 + 業務主宰役員への役員給与  
- **繰越欠損金控除額の過去3年度平均**が、
  - ・ 800万円超3,000万円以下で  
業務主宰役員給与が、全体の50%以下の会社
  - ・ 3,000万円超のすべての会社

上記の所得金額の、過去3年度平均は、下記の表により計算しますと、ある程度正確な金額が計算できます(欠損はマイナス計算)。

	所得(欠損)金額	業務主宰役員給与	繰越欠損金控除額	合計
前々々期				
前々期				
前期				
3期平均				

### ケーススタディ「常務に従事する役員」

単に、“常勤役員”ではなく、「**会社の経営に関する業務を役員として実質的に、日常継続的に遂行している役員**」と、定義されます。

#### 【例1】 相談役や顧問は？

普段から継続的に経営に携わっていれば、**常務に従事する役員に含まれます。**

#### 【例2】 監査役は？

監査役は、会社法の規定で経営に対して職務権限がない立場とされているため、会社法の規定に則した業務監査・会計監査の職務を遂行している監査役であれば、**常務に従事する役員に含まれません。**

#### 【例3】 いわゆる「使用人兼務役員」は？

**使用人兼務役員** 部長・支店長など、使用人としての職制上の地位を有しており、かつ役員の地位も有している者。

使用人兼務役員が常務に従事する役員かどうかは、実質的な職務内容にて判断されますが、**常務に従事する役員に含まれない場合が一般的**です。

：800万円以下  
なら該当しません。

：800万円超3,000万円以下で  
 / ；50%以下の場合も該当しません。

# 売掛金回収

## 確実に行われていますか？

### 1. 売掛金回収のチェックリスト

社長自身が、「売掛金を必ず回収する」という強い態度で臨んでいますか。

得意先に注文書を発行してもらい、納品した際には、必ず受領書などを受け取るようにしていますか。

その売掛金がいつ販売したどの商品であるかなどを、得意先ごとの売掛金管理台帳を作成し把握していますか。

請求書の価格や数量などに、間違いがないか確認していますか。

請求書を確実に発行し送付しましたか。

入金状況を常にチェックしていますか。

得意先からのクレームには迅速に対応し、解決しましたか。

集金に行く際には、事前に連絡して、用意してもらう金額を伝えてありますか。

集金予定日にきちんと訪問していますか。

### 2. 法的手段の行使について

売掛金の回収遅延・回収困難先に対しては法的な手段も検討せざるを得ません。

代表的な方法として、以下の方法があります。

#### (1) 内容証明郵便での督促状を送る

これ自体は法的手段ではありませんが、売掛残高の確認に加え、「支払わなければ法的手段をとる」と文章に加え、相手に心理的なプレッシャーを与えます。

なお、配達証明も付けると、先方へ到達した日時がわかり、その後の交渉に役立ちます。

売掛金の回収を確実に行うことは、経営資金の安定化のために、また、健全経営を行ううえでも重要であることは、言うまでもありません。

ここでは、円滑な売掛金回収のためのチェックポイントをご紹介します。

#### (2) 支払督促

裁判所から債務者に対して、その売掛金の支払いを命じてもらう方法。訴訟に比べて時間も費用もかからず、弁護士も不要。

#### (3) 民事調停

裁判所で行う話し合い。そこで成立した調停調書は、判決と同じ効果があります。相手が交渉に応ずる姿勢であれば有効な手段。

#### (4) 少額訴訟

60万円以下の金銭請求の場合に起こせません。審理の当日に判決が出るため非常に短時間で済み、費用も通常の訴訟に比べて安く済みます。

【マメ知識】時効について（消滅時効）

時効の期間	債権の種類（一部）
1年	短期労働者、芸人などの賃金 運送費 飲食費
2年	商品などの代価、売掛金 労働者などの給料請求権
3年	医師などの費用 感謝料 土木建築工事、修理等に関する債権
5年	商人間及び個人対商人の貸し借り 地代家賃などの賃借料
10年	個人間の金銭の貸し借り

#### 内容証明文書の書き方のきまり

- ・ 1行の文字数は20文字以内
- ・ 用紙1枚あたりの行数は26行以内
- ・ 字数は用紙1枚あたり520文字まで

同じものを3部用意し（コピー可）、それぞれに同じ印鑑を押印します。  
複数枚にわたるときは割印が必要です。

# 女労働基準 性について

最近では、結婚後も働く女性が増加しています。経済的不安ということもありますが、何より女性の独立への意識が高まってきたことが大きな理由としてあります。

生涯ずっと仕事を続けていきたいという女性が増加したことに伴い、女性を戦力として迎えている会社もたくさんあります。それでも女性の育児時間や生理休暇、介護休暇といった女性特有の問題はまだまだ解決していません。

そこで、労働基準法で定められている女性の労働基準について紹介いたします。

## 産前産後休業について

(1) 産前休業は、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性が、**休業を請求した場合、就業禁止**となります。

(2) 産後休業は、**原則産後8週間を経過するまでは、就業は禁止**されています。

例外として、産後6週間を経過した女性が**請求した場合、医師が差し支えないと認めた業務に限り**就業が可能になります。

### ポイント1

産前6週間の期間は、**出産予定日を基準**として計算しますが、産後8週間は**現実の出産日を基準**として計算します。

### ポイント2

産後6週間は、たとえ労働者が就業を請求しても、就業させてはいけません。

### ポイント3

産前産後休業中の賃金については、有給とも無給とも規定されていないため、労働協約、就業規則等に定めるところによります。

なお、健康保険法により、産前産後休業中の労務に服さなかった期間は、出産手当金として1日につき標準報酬日額の6割に相当する金額が給付されます（平成19年4月より給付額が引き上げられます）。

(3) 妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務に転換しなければなりません。

### ポイント4

妊娠中の女性とは、出産予定6週間以内であることを要しません。

## 労働時間について

妊産婦（妊娠中の女性および産後1年を経過しない女性）が請求した場合は、

- ・**変形労働時間制**を導入している場合でも、1日または1週間の法定労働時間を超えて労働させてはなりません。ただし、フレックスタイム制を導入している場合は、制限されていません。

- ・**36協定**による時間外・休日労働はさせてはなりません。

- ・**深夜業**はさせてはなりません。

## 育児時間

生後1年に達しない生児を育てる女性は、**1日2回それぞれ少なくとも30分**、その生児を育てるための時間を請求することができます。

### ポイント5

育児時間の請求は**女性に限られます**。また、「生児」とはその女性が出産した子であるか否かは問いません。

### ポイント6

1日8時間労働を予想して規定されているので、1日4時間の労働時間の場合は、1日1回の育児時間を与えれば足りず。

### ポイント7

育児時間の賃金については、有給とするか無給とするかは使用者の自由です。

## 生理休暇

生理日の就業が**著しく困難**な女性が休暇を請求した時は、その者を就業させてはなりません。

### ポイント8

就業規則等により**生理休暇の日数を限定することは許されません**。

### ポイント9

生理休暇中の賃金については、有給とするか無給とするかは使用者の自由です。

妊娠中や育児を行う女性労働者が、健康で安全に仕事を続けることができるよう、日頃より職場の環境整備をすることが求められています。

まとめ

# 企業年金をもたない企業の 役職員の皆様でも個人での 加入ができます！

## 確定拠出年金(個人型)

「確定拠出年金」別名日本版401kは、退職金の積立不足に陥った企業の救世主として脚光を浴びておりますが、**個人でも加入**できることは意外に知られていないようです。

日本版401kは米国で発達、わが国では大企業から広がり、加入者200万人超へと加速度的に普及しています。

今回はこの『**自分年金**』作りに格好な制度である**401k(個人型)**に注目し、そのポイントをご紹介します。

### ポイント その1

- ・老後のために**自分で掛金を決め**、積立てます。
- ・積み立てたお金は、**自分で預ける商品を選択**して、運用します。
- ・受取りは**60歳以降**、年金か一時金かを自分で選びます。

### ポイント その2

支払う税金を減らしながら老後に備えることができます(**手厚い税制優遇措置**)。

- ・掛金は**全額所得控除**できます。
- ・運用益は**非課税**です。
- ・給付時の有利な税制  
一時金での受取りは**退職所得控除**  
年金での受取りは**公的年金控除**

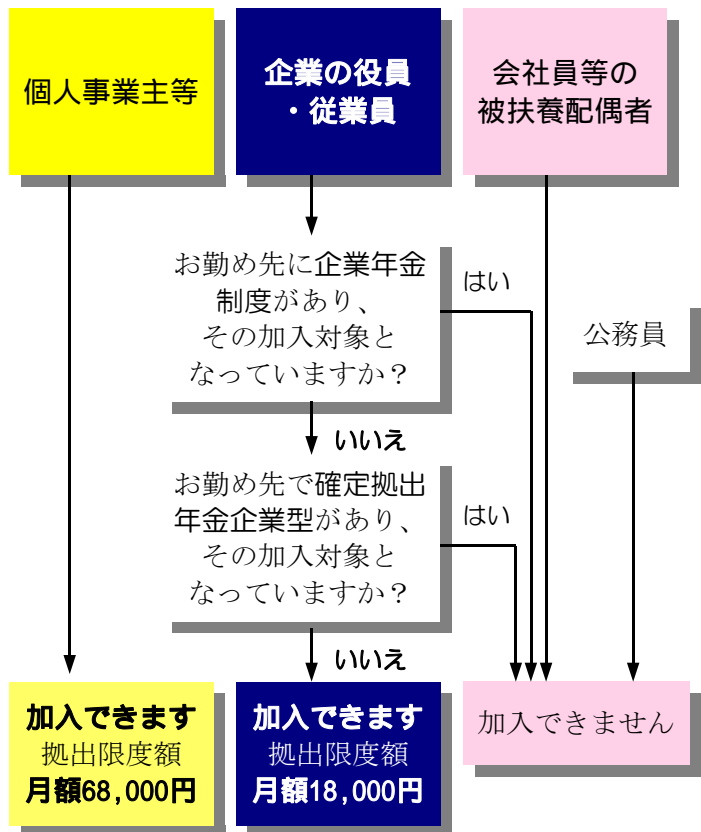
### ポイント その3

個人事業主の方だけではなく、**企業年金を導入していない企業の役職員**の方々でも、確定拠出年金(個人型)を導入することで、非課税の年金積立制度をご利用いただけます。

### ご加入の留意点

- ・60歳時の受取額は運用益次第で変動。
- ・原則として60歳まで引出不可。
- ・将来加入者の加入資格がなくなった場合は、掛金の拠出ができない「**運用指図者**」となります。
- ・加入者には毎月509円の手数料必要。  
(ただし、運用指図者は357円)

## 401k(個人型)加入のフローチャート



本記事の内容についてご質問や不明点等ございましたら、**㈱パワーコンサル**までお気軽にご連絡ください。

電話 (011) 271-1427

本面記事ご提供...東京海上日動火災保険様

### 編集後記



◆グローバル編集の舞台ウラ◆  
月刊グローバルの作成担当は広報委員より、記事作成2~3名、編集1名での構成。特に編集担当は、読者に見やすい工夫をこらす部分が腕の見せどころ。今回はいかがでしょうか?(荻山)

月刊グローバル 2006年11号

2006年10月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 道央情報サービス協同組合  
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル  
株式会社 道央医療コンサル ㈱札幌ビジネスエージェント  
道央労務管理協会 株式会社 エスエムシー  
花岡英司公認会計士事務所 庵原宏章行政書士事務所

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

